

大牟田市議会 議会改革特別委員会 平成 22 年度の活動状況

平成 22 年 04 月 09 日 第 1 回委員会

1. 議員の審議会等への参画の見直し(案)について
本市議会における上記について論議し、次回の委員会において各会派の意向を持ち寄ることを決定。
2. その他(市民アンケート回収率について)
先の市民アンケート回収率について報告。

平成 22 年 04 月 16 日 第 2 回委員会

1. 議員の審議会等への参画の見直し(案)について
本年設置の総合計画審議会から議員は参画しないこととし、総合計画を地方自治法の規定による議決事件に追加することを決定。その他の審議会等については、23 年度以降の実施に向け、検証・検討を行うこととした。

平成 22 年 04 月 28 日 第 3 回委員会

1. 市民アンケートについて
上記については、アンケート委託業者からの結果報告書に、作業部会による分析のコメントを付したものを委員会の結果報告書として公表することを決定。
2. 総合計画への議会意見反映の場の確保等について
上記については、議会基本条例の条文との関連性も踏まえながら、具体的な場の確保について、まずは作業部会で議論をして、委員会に上げていくことを決定。
3. 行政視察のあり方について
平成 22 年度の各委員会等の行政視察については、平成 21 年度に引き続き、目的、必要性、施策への反映の視点、市民への説明責任を踏まえ、各委員会で協議すべきものと決定。
平成 23 年度以降については、議会改革の取り組みの進捗を見据えながら継続して協議することとした。
4. 議員定数・議員報酬について
上記については、まずは今後の論議の進め方等について、作業部会によるたたき台を示すこととした。

平成 22 年 05 月 19 日 第 4 回委員会

1. 議員定数・議員報酬について

定数や報酬に関する関係法令等を再確認するとともに、過去の見直しの経過を確認。

次回の委員会で分権型社会において地方議会に求められる議会機能等から、定数や報酬のあり方について検討していくこととした。

2．総合計画への議会意見反映の場の確保等について

総合計画の進捗にあわせて、まずは、会派活動の充実や議会の協議・調整の場、委員会の活動を意識した取り組みを行うこととし、その具体的なプロセスについて作業部会で検討することとした。

3．審議会等への議員の参画状況の調査について

上記について、庁内調査を実施することを決定。

平成 22 年 06 月 01 日 第 5 回委員会

1．議員定数・議員報酬について

第 29 次地方制度調査会の答申や地方行財政検討会議の協議過程、矢祭町議会の日当制の資料等から、議員の身分等や地方分権の進展、求められる議会機能を踏まえた定数や報酬のあり方について、会派に持ち帰り、引き続き協議していくこととした。

2．総合計画への議会意見反映の場の確保等について

総合計画への議会意見を反映するための仕組みとして、仮称・政策等調整委員会の設置について提案が行われた。この委員会は、会派間の意見調整を図り、議会としての課題点等の抽出・集約をするものであり、総合計画のみならず、市の重要な政策等が示された場合に開催される内容としており、次回の委員会において各会派からの意見等を持ち寄ることとした。

3．その他（議会基本条例策定スケジュール（案）について）

12 月までの事務的スケジュールを示すとともに、7 月下旬～8 月にかけて市民懇談会や団体との意見交換会を開催する案を示し、次回の委員会において確認することとした。

平成 22 年 06 月 10 日 第 6 回委員会

1．議員定数・議員報酬について

本特別委員会におけるこれまでの検討結果の取りまとめ案を示し、この内容を各会派に持ち帰り次回の委員会で結果を持ち寄ることとした。

2．総合計画への議会意見反映の場の確保等について

仮称・政策等調整委員会については、設置することを確認し、運用等詳細については作業部会で検討し、今後の委員会で協議していくことを決定。

議会の協議の場・意見反映等の担保の方策については、総合計画に関する追加資料等の希望を、次回の委員会で各会派から持ち寄ることとした。

3. 市民懇談会・団体意見交換会について

上記については開催することとし、意見交換の相手方となる団体の選考や会場等については作業部会で検討することとし、次回の委員会で提案することとした。

平成 22 年 06 月 14 日 第 7 回委員会

1. 議員定数・議員報酬について

上記については、議員定数及び議員報酬の検討結果の取りまとめについて（報告書）を確認・決定し、議長に報告することとした。（報告書の概要：議員定数については、議会の役割を十分に発揮する定数を見極める必要があり、今後は議会改革の動向を踏まえ、各派代表者会の判断により論議されること。議員報酬については、これまで同様、特別職報酬等審議会を設置、諮問し、本来あるべき報酬額を審議されることが基本であり、示された報酬額を踏まえつつ、本市の決算状況等によってはさらなる検討をする必要もあること。）

2. 総合計画への議会意見反映の場の確保等について

総合計画の今後の審議のために必要な追加資料等については、前期基本計画の総括、後期基本計画の事業に伴う予算に関する資料等とし、市当局に請求すべきであることを議長に報告することとした。

3. その他

市民懇談会や団体意見交換会については、基本的に本特別委員会の全委員と正・副議長が出席し、他の議員については本人の希望によりオブザーバー参加できることとした。

平成 22 年 06 月 29 日 第 8 回委員会

1. 市民懇談会・団体意見交換会について

上記について、広報や実施要領等について協議。

2. 委員会活動の活性化、市民懇談会並びに本会議の運営等について

委員会の活性化については、委員相互間の討議、参考人制度の活用や連合審査会の開催などによる活性化の案を示した。

議会活動サイクルの確立と（仮称）市民懇談会の意見反映については、行政マネジメントサイクルに応じた議会活動サイクルを確立し、あわせて仮称・市民懇談会を毎年開催し市民意見を聴取していく案を示した。

本会議の運営に関する検討素材については、一問一答制、反問権の導入、通年議会等を実施した場合のメリット・デメリットを示した。

上記3件については、各会派に持ち帰り、次回の委員会で意見等を持ち寄ることとした。

3．議会基本条例の委員会素案について

7月中旬までに案を作成することとし、委員会素案として決定したものを市民懇談会や団体意見交換会に示すこととした。

4．その他

総合計画に関する追加資料に関して、正副委員長及び作業部会と市当局とで意見交換を行ったことを報告。

平成 22 年 07 月 06 日 第 9 回委員会

1．委員会活動の活性化、市民懇談会並びに本会議の運営等について

委員会の活性化及び議会活動サイクルの確立と（仮称）市民懇談会の意見反映については、各会派等からの意見等を持ち寄り協議した結果、前回の委員会で示されたように、議会改革の取り組みとして位置づけていく方向性を確認。

本会議の運営に関する検討素材については、一問一答制や反問権等の導入に関して、今日確認できた内容を議会基本条例の委員会素案にうたいこむこととし、今後、協議を継続。

2．その他

総合計画の追加資料に関しては、早く提出できるよう準備がされていることを報告。

団体意見交換会における相手方団体との調整の中間報告。

平成 22 年 07 月 13 日 第 10 回委員会

1．議会基本条例の委員会素案（骨子）について

市民意見の聴取の充実、議会活動サイクルの確立、仮称・政策等調整委員会での論点の整理と集約、委員会の審査等の充実を柱とする「仮称・大牟田市議会基本条例の骨格案」を示し、各会派に持ち帰り、次回の委員会で協議を継続していくこととした。

平成 22 年 07 月 30 日 第 11 回委員会

1．全員協議会で出された意見・要望について

仮称・大牟田市議会基本条例の骨格案に対して全員協議会で出された意見・要望の取り扱いについて協議。

その結果、骨格案の文言の一部修正などを確認し、市民懇談会と団体意見交換会に臨むこととした。

2．市民懇談会、団体意見交換会について

日時、会場、相手方団体等について最終報告。

平成 22 年 09 月 07 日 第 12 回委員会

1．市民懇談会・団体意見交換会で出された意見・要望の取りまとめ及び公表について

市民懇談会・団体意見交換会で出された意見・要望について、作業部会より取りまとめ方や公表手法が示された。

取りまとめた意見・要望については、一度会派に持ち帰り、内容を確認の上、修正が必要なものについては9月10日までに事務局に連絡することとした。

2．議会基本条例の検討について

同条例の成案化における議論項目を確認し、今後の委員会で鋭意取り組んでいくこととした。

3．今後のスケジュールについて

議会基本条例を12月議会に提案するための、今後のスケジュールを確認。

4．その他（市民懇談会で出された、本会議における休憩の取り扱いに関する要望について）

本会議の質疑質問における休憩において、一人の質問者の質問と答弁の間に休憩時間(昼休み)を挟むことが傍聴者にとっては不親切であるとの指摘があり、直近の9月議会より対応できないか、議会運営委員会にて議論されたいとの意見が確定。

平成 22 年 09 月 28 日 第 13 回委員会

1．議会基本条例の成案化について

議会基本条例の骨格案について、8月に開催した市民懇談会、団体意見交換会における意見等やその後の作業部会における協議により修正された作業部会案が示された。

また、いただいた市民意見等に対する本委員会の考え方を作業部会案としてあわせて示され、前述の骨格案とあわせて、各会派等で協議し、次回の委員会で意見等を持ち寄ることとした。

議会が行う審議・審査・調査における行政への請求資料の定型化について、現在行われている行政マネジメントシステムで作成されている既存資料を活用した考え方が示された。この件についても、各会派等で協議し、次回の委員会で意見等を持ち寄ることとした。

平成 22 年 10 月 01 日 第 14 回委員会

1. 議会基本条例の成案化について

前回の委員会で出された議会基本条例の骨格案（作業部会修正分）の案件について、各会派等より意見等を持ち寄り、指摘箇所については、再度作業部会で修正等を行うこととした。次回の委員会において、修正を行った同条例の骨格案をもとに、成案化した同条例案を示すこととした。

また、議会が行う審議・審査・調査における行政への請求資料の定型化については、各会派等からの意見等はなく、今後、当局との意見交換を行いながら詳細の調整をしていくこととした。

平成 22 年 10 月 04 日 第 15 回委員会

1. 議会基本条例の成案化について

前回の委員会で出された議会基本条例の骨格案（作業部会修正分）に対する各会派等からの意見等を踏まえた議会基本条例案（作業部会案）を示し、各会派等で協議し、次回の委員会において意見等を持ち寄ることとした。

また、骨格案（作業部会修正分）の変更に伴う市民意見等への回答の修正案（作業部会案）を示し、あわせて、各会派等で協議したものを次回の委員会において意見等を持ち寄ることとした。

平成 22 年 10 月 12 日 第 16 回委員会

1. 議会基本条例の成案化について

議会基本条例（作業部会案）について、各会派等から意見を持ち寄り、必要な箇所を修正し議会基本条例（委員会案）として確定。

また、市民懇談会や団体意見交換会で出された意見等に対する回答案については、各会派等からの意見等は出されなかった。

2. その他

本日の意見等を踏まえた議会基本条例(委員会案)について、市民意見募集(11月1日開始予定)の前に全議員の合意形成を図るため全員協議会の開催を議長に申し入れることとした。

平成 22 年 11 月 11 日 第 17 回委員会

1. 議会基本条例に関する今後の協議事項について

11月以降に協議すべき事項について確認。

本日はその中から急施の事案の数点について作業部会案を示し、各会派等で協議したものを次回の委員会において持ち寄ることとした。

平成 22 年 11 月 19 日 第 18 回委員会

1. 議会基本条例に関する今後の協議事項について

前回の特別委員会で示された事項について、各会派等からの意見を持ち寄った。

- ・ 議会基本条例の施行日については、2月1日の方向で調整することとした。
- ・ 市議会報の見直しについては、12ページ構成と2色刷りについては実施の方向で確認。
- ・ 編集等の詳細については、今後、協議していくこととした。
- ・ 現在の議会報編集委員会については、任意の委員会から協議・調整の場か特別委員会の法定委員会に位置づけるべきとなったが、いずれにするかは継続して協議することとした。
- ・ 政策等調整委員会、全員協議会、請願等調整委員会の運営要綱については、案のとおりとし、今後、法制上の浄書を行うこととした。
- ・ 請願者・陳情者の意見を聴取する機会に関する申し合わせ事項については、案のとおりとすることとした。
- ・ 当局に求める資料の様式に関することについては、資料受領後の事務事業の評価等のスキームについて、今後も継続して議論していくこととした。

本日は新たに、議会研修会の内容に関すること、議会図書室の充実に関すること、改選後の常任委員会と特別委員会に関することについて、作業部会案を提示。

- ・ 議会研修会については、実施要領を定め、監視及び政策形成能力の向上や行政の課題をテーマとして、原則年に1回行うこととした。
- ・ 議会図書室については、現在の図書室から一部機能を事務局執務室に移すことで利便性の向上を図り、資料や書籍等については、市政調査研究費で購入された会派の資料等を議会で共有化することで図書室蔵書の充実を図ることとした。

改選後の常任委員会と特別委員会に関する作業部会案については、各会派等で協議したものを次回の委員会において持ち寄ることとした。

平成22年11月29日 第19回委員会

1. 議会基本条例に関する今後の協議事項について

前回の特別委員会で示された事項について、各会派等からの意見を持ち寄った。

- ・ 改選後の常任委員会と特別委員会のあり方については、常任委員会を現在の4委員会から3委員会で構成する方向で集約。
- ・ 特別委員会については、現在の3特別委員会から本特別委員会の後継となる議会改革の推進や更なる議会改革の検討に関することを目的とする特別委員会のみを設置とあるが、現在のほかの特別委員会が今期での終了でよいものを当該特別委員会に確認するべきではないかとの一部の意見があった。
- ・ 当特別委員会としては1特別委員会の方向で集約するものの、意見を付して議長に報告することとした。

本日は新たに、参考人招致や専門的知見の活用に関する経費に関すること、行政視察のあり方に関すること、本会議や委員会の運営等の見直しに関することについて、作業部会案を提示し、次回の委員会において持ち寄ることとした。

2. その他

現在行っている議会基本条例案に対するパブリックコメントの期限が本日であり、意見の提出状況について事務局より報告。

寄せられた市民意見に対する議会の考え方については、作業部会案が次回の委員会で示されることとなった。

また、8月の住民懇談会・団体意見交換会で出された基本条例骨格案以外の議会に関する意見に対する議会の考え方についても次回の委員会で示されることとなった。

平成22年12月07日 第20回委員会

1. 議会基本条例に関する今後の協議事項について

改選後の委員会のあり方の方向性について、前回の委員会が出された意見等を集約した議長への報告書案をもって確認。一部修正等が生じたため、修正後のものをもって、議長へ報告書を提出することとなった。

前回の委員会で示された事項について、各会派等からの意見を持ち寄った。

- ・ 参考人招致や専門的知見の活用に関する経費に関することについては、参考人や公聴会に出頭又は参加した者に対しては、条例に基づく旅費と日当1,200円を支給し、これら経費は当初予算において特別旅費として一定額を措置することとした。また、専門的知見の活用については、具体的には専門機関等に調査委託をすることになり、調査委託の有無、調査委託の内容次第で経費は大きく変動することから、具体的な案件が生じた際に、補正予算を組むことで対応することとした。
- ・ 行政視察のあり方に関することについては、目的、必要性、施策への反映の視点、市民への説明責任、これらを踏まえた視察とし、委員会視察の旅費は一人当たりの限度額を定め、視察予算総枠での実施を行うこととした。また、行政視察で得た先進事例等を議員共通のものにすること、また、議会活動を市民に伝えるといった観点から、行政視察の報告書を作成し、議会図書室での閲覧や市議会ホームページ等での公表といった方向性を整理し、最終的な判断は、改選後の議会で行うべきとした。行政視察報告書の様式等の詳細については、今後、作業部会で議論することとした。
- ・ 本会議や委員会の運営等の見直しに関するもののうち、
 - (1) 質問者席の設置については、継続して協議することとした。
 - (2) 一人の質問持ち時間と時間制限、質問持ち時間から答弁時間を除くかどうか、再質問に回数制限を設けるかについては、一人の質疑質問時間における現状の議員発言時間と当局発言時間を参考にして、継続して協議することとした。
 - (3) 発言通告書の記載内容については、これまでに発言通告外の問題等の経過があることから、継続して協議することとした。
 - (4) 質疑と質問の日程については、現行どおり質疑質問を分けずに行うこととした。
 - (5) 請願と意見書については、現行どおり趣旨説明を省略して行くこととした。
 - (6) 議案に対する賛否の公表については、会派での公表と議員個人での公表との意見が出たが、継続して協議することとした。
 - (7) 付託委員会での表決については、継続して協議することとした。

2. パブリックコメント等に対する回答案について

議会基本条例案に対するパブリックコメント（市民意見募集）の結果について報告。寄せられた意見に対する議会の考え方についての作業部会案が示され、了承された。

8月の「団体との意見交換会」と「市民懇談会」において出された議会改革全般に関する意見・要望に対する回答について作業部会案が示され、了承された。

上記2件については、市議会ホームページで公表することとした。

3. その他

事務局より、議会改革に伴う経費を盛り込んだ平成23年度の議会予算案が固まったとの報告があった。

平成22年12月27日 第21回委員会

1. 議会基本条例に関する今後の協議事項について

前回の委員会において出された意見を踏まえ、以下のような論議が交わされた。

- ・ 対面式の質問者席の設置については、今回示された設置案も参考に、継続して協議することとなった。
- ・ 一人の質問持ち時間と時間制限並びに質問持ち時間から答弁時間を除くかどうかについては、今回示された本会議での議員と当局の発言時間のデータを参考に、継続して協議することとなった。
- ・ 再質問に回数制限を設けるかについては、制限を設けないこととした。
- ・ 発言通告書の記載内容については、各議員がわかりやすい記載内容に心がけることとし、発言者通告一覧表の公表前に内容の確認・調整のための時間を設けることとした。
- ・ 質疑と質問の日程については、別日程で行わず、現行のまま一括して行うこととした。
- ・ 請願と意見書については、現行のままで、紹介議員や提出者の趣旨説明は省略することとした。
- ・ 議案に対する賛否の公表については、会派での態度を市議会報や市議会ホームページで公表することとした。
- ・ 付託委員会での表決については、今回、新たに本市の状況と県内の市議会の状況等の資料が示され、再度、継続して協議することとなった。

また、議会報告会に関する申し合わせ事項（案）について、各会派等で協議したものを次回の委員会において持ち寄ることとした。

2 . 議員の審議会等への参画について

本市に設置されている審議会等への議員参画の実態調査について、事務局より結果を提示。

今後、各審議会等について、23年度以降、任期満了の審議会から整理の方針に沿って、議会の関与を担保しつつ参画しないこととする作業部会の考え方が示され、再度継続して協議することとなった。

3 . その他

議会報編集委員会の位置づけについて未整理であったが、同委員会を協議・調整の場として位置づけることとした。

平成 23 年 01 月 12 日 第 22 回委員会

1 . 議会基本条例に関する今後の協議事項について

前回の委員会において出された意見を踏まえ、以下のような論議が交わされた。

- ・ 対面式の質問者席については、ほとんどの会派から設置すべきとの意見が出されたが、必ずしも必要とは思わないという意見の会派もあったため、今後、議長団において調整を図り、必要に応じて各派代表者会及び議会運営委員会にもち上げることとした。
- ・ 一人の質問持ち時間と時間制限並びに質問持ち時間から答弁時間を除くかどうかについては、ほとんどの会派から答弁時間を除き、これまでの半分の質問時間でよいとの意見が出されたが、現行のままでよいとの意見の会派もあったため、今後、議長団において調整を図り、必要に応じて各派代表者会及び議会運営委員会にもち上げることとした。
- ・ 付託委員会での表決については、今までどおり会派ごとに態度表明を行い、最後に議案の可否を委員長が宣言することとした。

また、議会報告会に関する申し合わせ事項（案）について、班編成において議員の当選回数に応じた編成の配慮や、議員の居住校区を受け持つ地区公民館での議会報告会の出席について整理すべきであるとの意見が出された。申し合わせ事項（案）については、基本的に原案どおりとし、前述の意見を付し、改選後の議会において協議・決定すべきであるとした。

2 . 議員の審議会等への参画について

今回、新たに各審議会等の関係法令等をまとめた資料を提示し、参考としながら継続して協議することとなった。

3 . その他

今後の進め方については、2月1日からの議会基本条例の施行に関し、当局との調整が必要な議会運営があることから、作業部会と当局との意見交換を行い、適宜、委員長へ特別委員会の開催を要請していくこととした。